

第3回地下水の適正な保全と利用に関する検討会 議事要旨

日時：令和8年6月4日（木） 13：00～15：00

場所：中央合同庁舎3号館1階 水管理・国土保全局総務課内会議室

議事概要：

事務局より、前回検討会における委員からの指摘等を踏まえた補足説明を資料に基づき行った後、とりまとめに向けた意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

- 地下水は、水循環基本法において、国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものと位置づけられており、適正な保全と利用に向けてはこの視点を留意すべき。
- 地下水の保全と利用を両立していくためには、モニタリングによる地下水位や採取量等の地下水の観測データ取得の継続・充実や、科学的な情報に基づく取組が重要である。
- 地下水は、公共性の高いものであり、かつ、生活と経済にとって重要な資源であることから、その利用のあり方は、厳しすぎても緩すぎてもいけない。全国統一的なルールがあれば、例えばこの地域はルールが緩そうだから進出しようというようなことを防ぐことにもつながる。
- 現在条例等がない地域でも地下水障害が発生するおそれがあり、こうした地域において全国統一的な考え方で規制を講じていくことに意義がある。影響が複数の自治体にまたがることもあり、個別の自治体だけで対応するのは難しい。
- 地下水の流動に顕著に影響を与えているのは土地利用の変化に加えて、人間による取水であり、井戸で水を汲むとそれまでの地下水の流動方向、水位が変化する。例えばある井戸において強度の強い汲み方をすると、時間経過とともに広範囲に影響が広がり、元来地下水が河川に流出していたところで、逆に河川水が地下水に入っていくようなことも生じ得る。
- 地下水の利用に関する課題については、過剰な採取だけでなく、過少な利用も共に留意することが必要である。賢く使うことが大事であり、賢く使うとは何であるか整理が必要である。
- 地下水は防災・減災資源の面もあり、災害時の円滑な利用のためにも平時からの利用が重要である。一方、災害時にいくらでも使ってもよいわけではないことにも留意が必要である。
- 熊本県では、地下水の需給バランスについて、揚水試験、揚水量のデータ、観測井戸の地下水位、3次元のシミュレーションなどを組み合わせて確認をしており、現状として地下水採取による大きな影響は見られていない。

○地下水涵養の取組には様々な多様性があることがよく、できることから始めてもらうことが推奨されるべきである。

○今後の水管理のあり方として、水循環プロセスの中で、地表水と地下水を一体として見るのと同時に、平時と非常時を切れ目なく考えていく必要がある。

○自治体職員には数年ごとに異動があり、人材育成に課題がある。また、データベースができて、適切に利用できる能力がなければ意味が無い。人材育成の議論が必要である。

○規制が課せられるようになると、(事務処理を行う)自治体のマンパワー、コストも課題になってくる。